

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 1 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品表示課

### アレルギーを含む食品に関する表示について

アレルギーを含む食品に関する表示については、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）により特定原材料を定め、それを含む加工食品に表示を義務付けるとともに、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表発第 139 号消費者庁次長通知）により特定原材料に準ずるものを定め、それを含む加工食品に表示を推奨する運用をしているところです。

今般、カシューナッツについて、「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究」（以下「全国実態調査」という。）における症例数等を踏まえ、食品表示基準を改正し、特定原材料として新たにカシューナッツを追加しました。

つきましては、食品関連事業者等に対し、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理や「食品表示基準について」の「別添 アレルギーを含む食品の検査方法」に基づく確認等を必要に応じて行い、速やかに表示を行うよう周知をお願いします。

なお、2 年間の経過措置期間を設けていますが、可能な限り速やかに表示に努めるよう御指導願います。

また、ピスタチオについて、全国実態調査において症例数が継続して相当数みられることから、「食品表示基準について」を改正し、特定原材料に準ずるものとして新たにピスタチオを追加しました。

つきましては、本通知後、食品関連事業者等に対し、食品関連事業者等の実行可能性や新たに特定原材料に追加したカシューナッツとの交差反応性も踏まえ、可能な限り速やかにピスタチオの表示に努めるよう御指導願います。